

亀山市告示第 2 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 7 年 2 月 1 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 6 6 0
- 3 路線名 御幸 1 号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
御幸町字西角 8 6 番 4 から御幸町字西角 8 7 番 1 7 まで	旧	9 . 9 6	最小	3 . 7 7
			最大	4 . 0 0
	新	9 . 9 6	最小	4 . 0 0
			最大	4 . 0 0